

『車両系建設機械運転技能講習』 (解体用)

これまで機体重量3t以上の車両系建設機械(解体用)の運転資格は、ブレーカのみが対象となっていました。しかし、法令改正により平成25年7月1日より、ブレーカに加え、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機が追加で運転資格が必要となり、従来3時間で行っていた講習が5時間に変更になりました。平成25年6月30日までに修了した資格では、平成26年7月1日以降(1年間の猶予期間後)はブレーカ以外の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を運転できなくなりましたのでご注意ください。

当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致します。

なお、本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

【修了証で運転できる代表的な建設機械】

機体重量に関わらずブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を使用した解体業務

1. 日程

第1回	2022	7月 9日(土)	時間 8:00~ (講習開始約1週間前に送付する受講票で確認願います)
第2回		11月12日(土)	
第3回	2023	2月 4日(土)	

※ 受講希望者が少数の場合は中止若しくは延期する場合がございますので、ご了承願います。

2. 場 所：(公社)福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場(戸畑区中原46-1)

3. 受講料・テキスト代(消費税込み) (単位：円)

区 分	時間	受講料	テキスト代	合 計
一般(会員・非会員を問わず)	5.0時間	19,800	1,650	21,450

4. 受講資格：車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者

※講習時間と別に、学科・実技それぞれ修了試験を行います。

5. 申込み方法

・若松労働基準協会で定員の空き状況を確認の上、先に電話でご予約願います。

予約の有効期間は予約受付日より14日間です。期間内に申込書原本が若松労働基準協会に届かない場合、自動的にキャンセルとなりますのでご注意願います。

・技能講習受講申込書に必要事項を記入の上、①～⑤を添えて若松労働基準協会へお申込み下さい。

① 所定の「技能講習申込書」と「受講同意書(令和4年度より必要になりました)」

※ 受講同意書は技能講習申込書の裏面にあります

② 証明写真1枚(縦3cm×横2.4cm、上三分身無帽、無背景、サングラス不可、申込前6ヵ月以内)裏に氏名を記入して、申込書に貼付けしてお申込み下さい。

普通紙等にカラーコピーしたものは写真として取扱いできません。

③ 本人確認書類のコピー/氏名、生年月日、現住所が確認できる個人番号の記載のない公的書類(有効期限内の自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、申込前6ヶ月以内の住民票)

※ 講習当日に原本確認します。

④ 修了証、免許証等のコピー(受講資格、講習一部免除申請に係らない方は不要)

講習一部免除の資格証や修了証は、原本を講習初日の受付時に確認させていただきますので、必ずご持参し提示願います。講習当日に原本確認できない場合、そのコースで受講できません。

⑤ 受講票の確認 申込書類到着後、受講票を7日以内にFAXで送信します。

※ 受講票の送付状や留意事項(持参物等)をよく読まれて受講に備えてください。

- ⑥ **受講料とテキスト代の振込**（受講票記載の金額を必ずご確認のうえお振込みください）
お振込みの期限は講習開始日の10日前までとなります。
（期日内にお振り込みが確認できない場合は自動的にキャンセルとなり、受講が出来なくなって他の受講希望の方へ受付枠を開放いたします）
- ⑦ **申込後のキャンセルは日数によりキャンセル料が発生いたします**

※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

6. 連絡先（申請書送付先）・振込先等

連絡先（申請書送付先）：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部（若松労働基準協会）
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15（株）石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 FAX：093-863-6567

受講料振込先： 口座名：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会

- ・西日本シティ銀行 天神支店（普通）No2075823
- ・福岡銀行 本店（普通）No6617414

※振込手数料は申込者負担となります

領収証の発行はしておりませんので必要な方はご連絡ください。

7. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）ご利用のすすめ【労働局扱い】

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費及び賃金の一部を助成する制度です。

支給要件

- ・資本金3億円以下または従業員300人以下であること。
- ・雇用保険の適用事業所で、保険料率が12.0/1,000であること
- ・講習を受ける者が被保険者であること

助成内容

- ・経費助成（受講料等）、賃金助成（日当）

注) 事業所ごとに助成額が異なる場合があります。

手続方法

上記助成金をご利用の場合は、受講申請時に当協会へ連絡願います。

（講習修了後、連合会より助成金請求に必要な書類を送付しますので、到着後は事業所より申請してください。）

- ・各種手続き不備により助成金が支給されない等のトラブルは当協会で一切の責任を負いかねますのでご承知おきください。